様式３

# 公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和８年１１月２日

福島県土木部道路管理課

| 委託業務名 | 除雪支援システム業務委託 |
|---|---|

質　　問　　事　　項

１．書類名：特記仕様書
質問項目：第 10 条除雪支援システムの提供
質問内容：システムの地図仕様の調整内容に関わるため、発注者より提供いただく地形・路線情報データ（3 次元点群データ）のデータ定義書もしくは一部区間のデータなどを提供いただけないでしょうか。

２．書類名：特記仕様書
質問項目：第 10 条除雪支援システムの提供
質問内容：発注者より提供いただく地形・路線情報データ（３次元点群データ） を基に本業務の中で調整した地図データについて、調整済み地図データの著作権は、発注者に帰属するとの認識で宜しいでしょうか。

３．書類名：特記仕様書
質問項目：第 11 条車載機器のレンタル
質問内容：使用期間は別途契約に定めるとありますが、様式８の見積書に影響がある事項になるため、現時点での発注者様が見込でおりますレンタル期間をご教示下さい。

４．書類名：特記仕様書
質問項目：第 11 条車載機器のレンタル
質問内容：使用期間は別途契約に定めるとありますが、レンタル費用は本業務（業務価格上限額 10,000,000 円）に含まれていないとの認識で宜しいでしょうか。

５．書類名：特記仕様書
質問項目：第17条 成果品の提出（４）システムログ報告書
質問内容：４）システムログ報告書に記載する項目につきましてご教示をお願いします。

６．書類名：評価基準表
質問項目：②実績
質問内容：履行実績と認められる発注者の中に高速道路の管理運営事業者であるNEXCOグループ（東日本高速道路株式会社等）の記載がございませんでしたが、東日本高速道路株式会社や㈱ﾈｸｽｺ･ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ等が発注者である業務は、履行実績として認めていただけるのでしょうか。

回　　答　　事　　項

１．提供予定である地形・路線情報に関するデータ（３次元点群データ）については、別途測量業務を実施しており、その業務仕様については下記のとおりです。

【３次元点群データ取得（MMS計測）】
・車載写真レーザー測量システム（MMS：Mobile Mapping System）を用いて３次元点群データ及びカメラ画像データを移動取得するものとする。
・機材は準則に規定した性能を持つ機材とし、規定のキャリブレーションを実施すること。
【３次元点群データの取得範囲等】
・取得範囲については道路幅員と左右に１m程度とする。路外排雪が想定される個所については協議により決定する。
【３次元点群データ構造】
・取得する３次元点群データには座標値、色情報、反射強度値を付与するものとする。
点群データのファイルに記述する内容：座標値に色情報、反射強度値を付与
基本的なデータ構造：X、Y、Z、R、G、B、I
※座標値(X・Y・Z)、色情報(R・G・B)、反射強度値(I)
【３次元点群データの測定方法について】
・測定方法は「福島県測量作業共通仕様書」に準ずるものとする。
・座標系は測量座標系(平面直角座標系９系)とする。
・調整点及び検証点等の設置については５点/ｋｍを目安とするが計測機器等の条件により変更が必要な場合は、監督職員と協議の上決定する。調整点及び検証点等の必要点数は要求精度を満足する箇所数とする。
【３次元点群データの点群密度について】
・道路部における要求精度は数値地形図データ（地図情報レベル500）400点/m2以上、水平位置0.15m以内、標高0.2m以内とする。

・法面部における要求精度は数値地形図データ（地図情報レベル 1000）100 点/m2 以上、要求精度は標高 0.3m 以内とするが地形等により取得が困難な箇所については協議により決定する。（盛土法面や擁壁箇所等）
・既往の取得データがある場合は内容確認後，使用の可否は協議により決定する。

【データ処理】

３次元点群データの計測位置及び車両の姿勢を解析し、調整点との調整処理を行う。
・取得した点群データは、駐車車両や対向車の点群を取り除く処理（フィルタリング処理）を行う。
・設置した調整点を基に、点群データの精度を点検・調整し、納品するデータの位置精度情報を精度管理表に取りまとめる。なお、点検・調整した結果から、それでもなお位置情報の低下が確認された箇所は、数量等を算出し、監督員と調整のうえ、必要に応じて調整点の追加設置、補正処理を行うこととする。
・カメラ画像のプライバシー処理として、「国土交通省 地理空間情報の活用推進における個人情報の取扱いに関するガイドライン」を踏まえ、歩行者の顔や自動車のナンバープレートにマスキング処理を施し、個人情報に配慮したデータに加工するものとする。

２．貴見のとおりです。

３．レンタル期間については、令和９年２月末から３月３１日を見込んでおります。

４．レンタル費用は本業務に含むものとしております。

５．システムログ報告書に記載する項目につきましては、プロポーザルの提案内容によるものであり、提示することはできません。

６．評価基準表②実績に記載している公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で規定される公共工事の発注者とは、国、地方公共団体、および特殊法人等を指しており、施行令第一条（特殊法人の範囲）で東日本高速道路株式会社が定められていることから、東日本高速道路道路株式会社が発注者である業務は履行実績として認められます。

ただし、その他のグループ会社については特殊法人等に定められておりませんので、履行実績として認められません。